

道路自営工事承認基準

令和3年3月31日

(目的)

第1 道路法第24条の規定により道路管理者以外の者が行う市道に関する工事又は維持（以下「自営工事」という。）を承認する場合の基準を定める。

(承認の原則)

第2 自営工事の承認の原則は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 道路の従前の機能を損なうことのない構造であること。
- (2) 都市計画その他道路周辺の土地利用計画等と調整され、道路の改良計画がある場合は、その改良計画と整合していること。
- (3) 道路の構造保全及び交通の安全かつ円滑な交通確保ができること。

2 第1項の自営工事として承認できる工事を例示すると概ね次のとおりである。

- (1) 出入口設置工事
- (2) のり敷の盛土又は切土工事
- (3) 取付道路工事
- (4) 側溝設置工事
- (5) 道路照明設置工事
- (6) 道路上の植樹工事
- (7) 防護柵の撤去工事
- (8) 境界標の設置工事
- (9) その他道路の新設、改築又は修繕に関する工事

(道路の構造)

第3 自営工事を行う場合の道路の構造は、道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）及び長野県土木部設計基準による。

(出入口設置工事)

第4 沿道の家屋及び事業所等から車道へ接続する出入口（以下「出入口」という。）の設置工事を行う場合については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 出入口は、次に定める区分とする。
 - ア 歩行者等出入口
(歩行者及び自転車が出入りするもの)
 - イ 乗用、小型貨物自動車等出入口
(乗用定員が10人以下で、かつ車両総重量が3.5t以下の自動車が入り出るもの)
 - ウ 普通貨物自動車等出入口
(車両総重量6.5t以下の自動車（最大積載量4t未満）が入り出るもの)
 - エ 大型及び中型貨物自動車等出入口
(車両総重量6.5tを超える自動車（最大積載量4t以上）が入り出るもの)

(2) 出入口は、次の各号に掲げる場所には、原則として設置してはならない。

ただし、一般住宅等でその所有者の自家用車が出入りする場合で、かつ自家用車の出入り回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認める場合はこの限りではない。

ア 横断歩道、自転車横断帯及びその前後 5m以内部分

イ トンネル、洞門等の前後各 50m以内の部分

ウ バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの停留所の場合は、その位置から 10m以内部分

エ バス停車帯の部分

オ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m以内の部分

カ 踏切の前後の側端からそれぞれ 10m以内の部分

キ 総幅員 7m以上の道路の交差する交差点の中及びその交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。

ク 橋梁

ケ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

コ 道路照明灯、交通信号機等の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、かつ申請者が移転をする場合を除く。

(3) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

(4) 出入口の設置数は、一の家屋、事業所等につき 1 箇所を原則とする。ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、2 箇所まで設置することができる。

また、敷地間口が 50m以上あり、施設利用上やむを得ない場合は、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認める場合に別途考慮することができる。

(5) 出入口相互の間隔又は交差道路と隣接する箇所の交差道路との間隔は、交通安全と混雑防止のため原則として 5m以上とする。

ただし、民家等にその所有者の自動車が出入りする場合で、かつ自家用車の出入り回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、2m以上とすることができる。

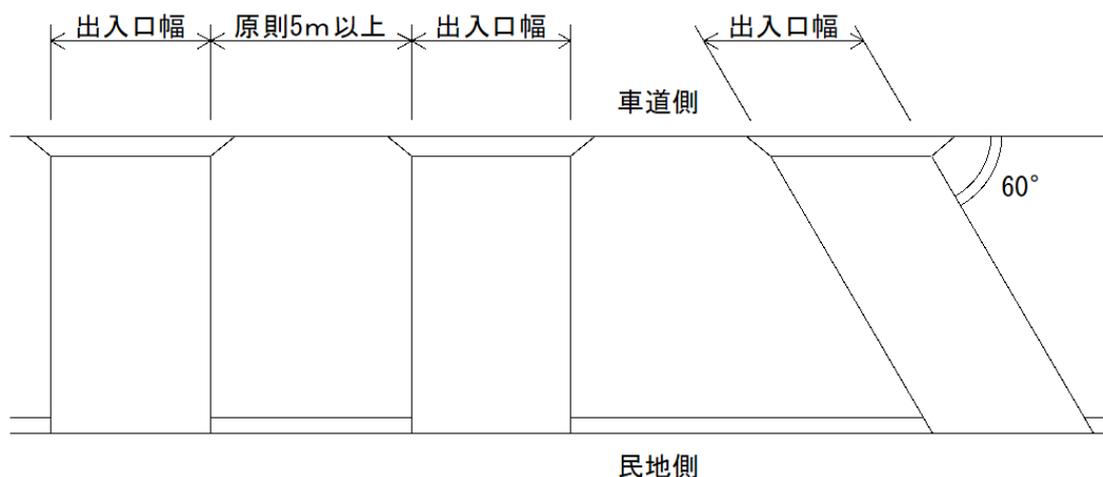
(6) 出入口は、原則として車道中心線に対して直角に設置するものとする。

ただし、出入りする車両、交通の状況等により、構造上やむを得ない場合は、車道に対して斜角 60° に設置することができる。

(7) 出入口の幅員は、次の表による。

区 分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者等出入口	3.0m以下	認めない
イ 乗用車出入口（一般住宅）	4.0m以下	認めない
ウ 営業目的、小型貨物自動車等出入口	6.0m以下	認めない
エ 普通貨物自動車等出入口	8.0m以下	7.0m以下
オ 大型及び中型貨物自動車等出入口	12.0m以下	8.0m以下

ただし、トレーラー又は特殊な車両が常時出入りする箇所は、利用車両の状況に応じて必要最小限の範囲において別途考慮することができる。また、一般住宅において、車の所有台数や駐車形態等に応じて必要最小限の範囲で別途考慮することができる。



- (8) 出入口（歩行者等出入口を除く）は、必要に応じ前（7）に定める幅員内で隅切りを行うものとする。
- (9) 歩道の出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とする。ただし、路床の支持力を考慮し、次の表とすることができる。

アスファルト舗装

(単位：cm)

区 分		ア	イ	ウ	エ	オ
表層工	密粒度アスコン 20F	3 <small>(細粒13)</small>	4	5	5	
基層工	粗粒度アスコン 20	—	—	5	10	
上層路盤工	粒度調整砕石 M-25	—	10	—	—	
下層路盤工	再生クラッシュラン RC-40	10	30	25	30	
凍上抑制層	再生クラッシュラン RC-40	15	別表			
交通量区分等		歩道	L	A	B	

コンクリート舗装

(単位：cm)

区 分		ア	イ	ウ	エ	オ
表層工	曲げ 4.5-2.5-40BB	7	15		20	25
路盤工	再生クラッシュラン RC-40	10	10		20	25
凍上抑制層	再生クラッシュラン RC-40	別表				
交通量区分等		歩道	L		A	B

インターロッキングブロック、平板ブロック等

(単位：cm)

区 分		ア	イ	ウ	エ	オ
インターロッキング等		6	8			
クッション層	敷砂	3	2			
上層路盤工	再生瀝青安定処理	10	—	5	8	10
	粒度調整砕石	—	7	—	—	15
下層路盤工	再生クラッシュラン RC-40	—	7	12	19	
凍上抑制層	再生クラッシュラン RC-40	別表				
交通量区分等		歩道	4t 以下	L	A	B

※透水性及び排水性の場合は、インターロッキングブロック舗装設計施工要領に基づく。

※ 舗装厚が凍結深を下回る場合は、凍上抑制層を設ける。

別表 塩尻市内の標高毎の凍上抑制層下までの深さ（目安）

標高 (m)	置換厚 (cm)	地域
650	28.4	広丘エプソン付近、長者原南公園付近
700	31.9	中央スポーツ公園付近、郷原中電変電所、太田橋、片丘小学校
710	32.2	市役所
750	33.6	塩尻市斎場、金井公民館、上西条公民館、床尾、下小曾部
800	36.4	総合教育センター、小曾部分校の先 100m 付近
850	39.2	北小野古町、若神子
900	41.3	いこいの森公園、木曾くらしの工芸館、19 号 SS 食堂付近、平沢集落
950	44.1	勝弦グラウンド、東山グラウンド (R20 号入口)、楡川中グラウンド、奈良井宿 SL 付近
1000	45.5	東山配水地の先 100m 付近、栃窪橋
1130	50.4	羽澁

- (10) 出入口の設置にあたって、民地内から道路へ雨水の流出が想定される場合には、民地側に雨水枡を設置する、又は排水性舗装を用いるなど雨水の流出を防止するための配慮をすること。排水性舗装は、「排水性舗装技術指針（案）（平成 8 年 10 月（社）日本道路協会）」に基づき施工する。
- (11) 出入口の設置にあたり、既設の道路側溝等を横断する場合は、次の各号に掲げるところによる。
- ア 出入口の側溝断面は、既設水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害してはならない。
- イ 道路側溝の敷設替え等は、次の区分により行う。
- (ア) 歩行者等出入口
歩道用落とし蓋式側溝に敷設替えすること。ただし、歩行者等の荷重に十分耐えることができ、かつ、段差のない蓋を使用する場合は、既設の道路側溝に蓋掛けとすることができること。この場合、蓋はボルト等による固定、又はゴムパッキングの接着など騒音を抑制し、及び跳ね上がりによる事故防止を行うこと。
- (イ) 乗用、小型貨物自動車等出入口
車道用落とし蓋式側溝に敷設替えすること。利用形態によっては道路横断用側溝に敷設替えをすること。なお、協議により既設の道路側溝に蓋掛けし、段差のない蓋を使用することができることとするが、側溝が破損した場合は自営工事にて管理者の指示する構造で敷設替えすること。
- (ウ) 普通貨物自動車等出入口
道路横断用側溝に敷設替えすること。
- (エ) 大型及び中型貨物自動車等出入口
道路横断用側溝に敷設替えすること。
- ウ 道路側溝の敷設替え等により、既設水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害するおそれがある場合は、既設の道路側溝と同等以上の材料を用いて、前後の影響範囲まで敷設替え等を行うものとする。
- (12) 土砂等が車道、歩道又はその他道路施設に流出することを防止するため、出入口の民

地側には、原則として最低 1m幅の舗装等を行うものとする。

- (13) 出入口以外の場所から自動車が出入りすることを防止するため、必要に応じ民地側に駒止等を設置するものとする。
- (14) 出入口から車両乗入部以外の歩道等へ自動車が進入することを防止するため、必要に応じ柵等の設置をするものとする。
- (15) 出入口は、地先境界ブロック等を設置し境界を明示するものとする。
- (16) 車両が常時出入りする事業所等の出入口の設置にあたり、本線車道の交通量が 10,000 台/日以上である場合、又は本線車道の交差に著しく支障となる場合は、出入りのための付加車線の設置について関係機関と協議するものとする。

(歩道等の切下げによる出入口の設置工事)

第 5 歩道等の切下げ（縁石のみの切下げを含む）による出入口の設置工事については、第 4 の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口の隅切りは、傾斜縁石部を利用することができる。なお、傾斜縁石部は出入口の幅員に含まれない。（参考図 1-1）
- (2) 歩車道境界の段差は、歩車道の分離並びに横断車両、歩行者及び自転車の安全な通行を考慮して 2 cm を標準とする。（参考図 1-1）
- (3) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口のすり付けは、次の各号に掲げるところによる。

ア 植樹帯等（路上施設帯を含む）がある場合は、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するため、当該植樹帯等の幅員内ですり付けを行い、歩道等の幅員内にはすり付けのための縦断勾配、横断勾配及び段差を設けないものとする。（参考図 1-2）

イ 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があっても前アに定める構造によることができない場合は、原則として 1m 以上の平坦部（横断勾配 2% を標準とする部分）を連続して設けるものとする。この場合には、車いす及び乳母車を利用する者（以下「車いす等利用者」という）の安全な通行を考慮して、当該平坦部はできる限り広く確保しなければならない。（参考図 1-3）

ウ 出入口のすり付け部の横断勾配は 15% 以下とする。

ただし、特殊縁石（歩道等の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石）を用いる場合は 10% 以下とする。

エ 歩道等の幅員が狭く前ア、イ又はウに定める構造によることができない場合は、出入口を全面切下げて縦断勾配によりすり付けるものとし、その構造は次のとおりとする。

(ア) すり付け部の縦断勾配は、5% 以下とする。ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は 8% 以下とすることができる。（参考図 1-4）

(イ) 民地側の地盤が高いこと等により、前 (ア) に定めるすり付けができない場合は、前ア、イ又はウの規定による横断勾配を併用してすり付けることができる。

（参考図 1-5）

(ウ) 道路側溝をすり付けることにより流下能力に支障が生じるおそれがある場合は、

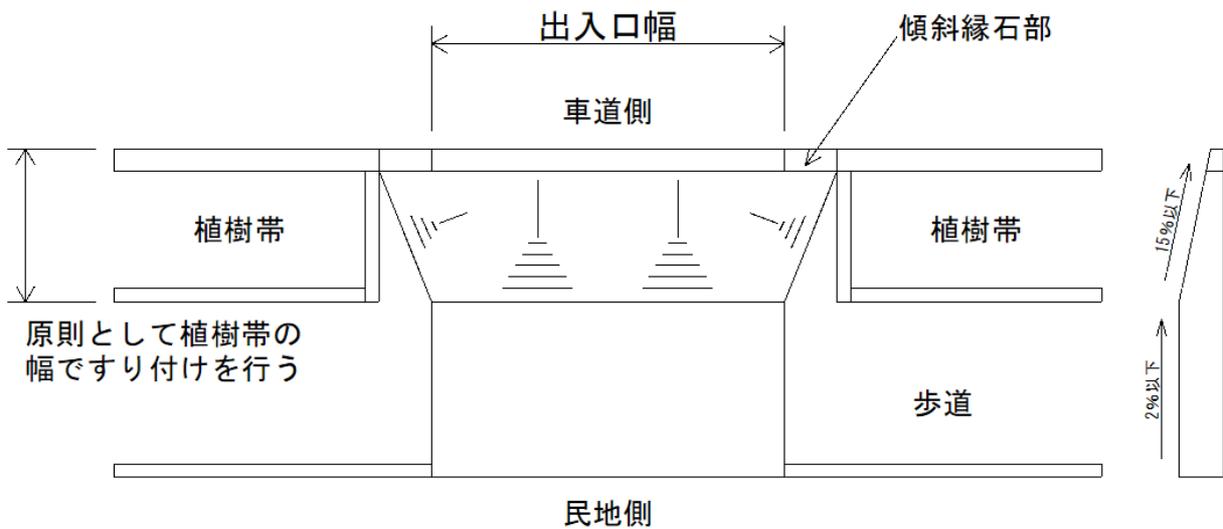
道路側溝の前後の影響範囲まで布設替えを行うものとする。(参考図 1-6)

- (エ) 隣接する出入口との間に水平区間が 2m 以上確保できない場合は、隣接する出入口間の歩道等の高さは、出入口の高さと同一とする。
- (4) 現況の歩道等に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている場合は、原状に復旧するものとする。なお、マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等の出入口にあつては平坦部に復旧し、従前の機能を回復する。

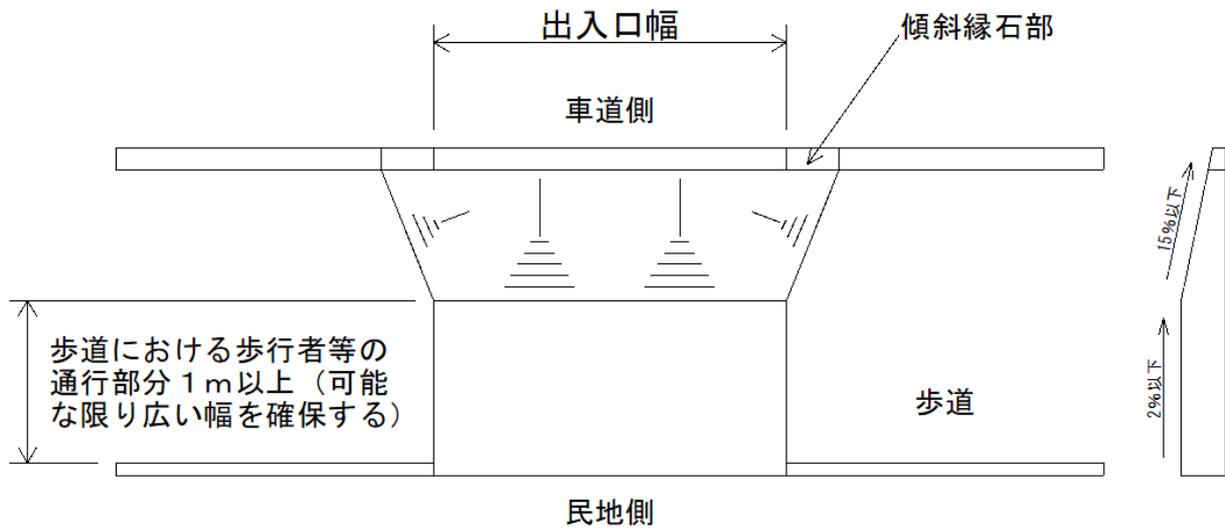
参考図 1-1 歩道切下げによる出入口設置（縁石のみの場合を含む）立面図



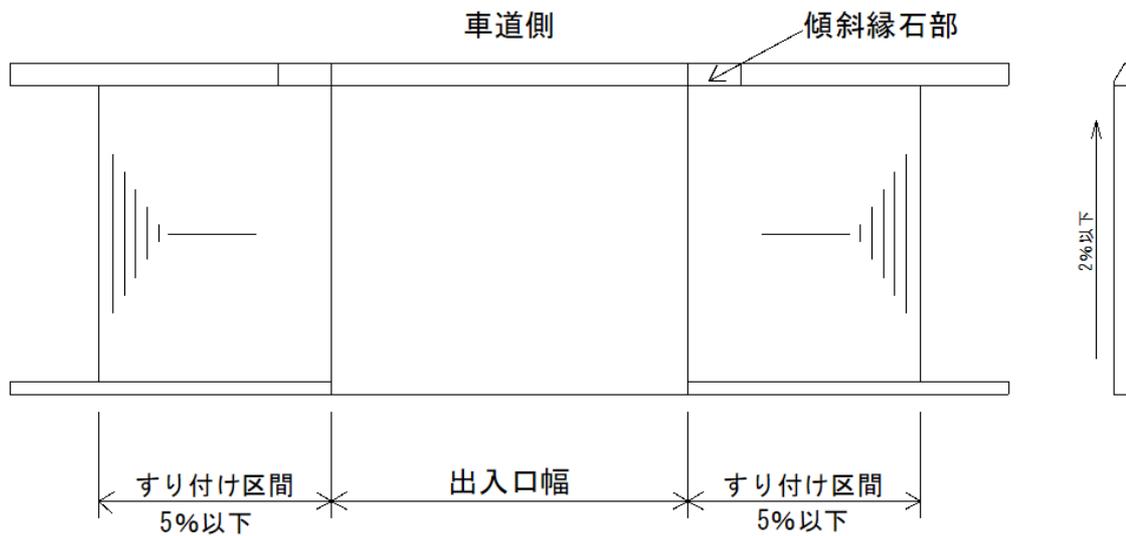
参考図 1-2 植栽帯がある場合のすり付け平面図



参考図 1-3 植栽帯がない場合のすり付け平面図

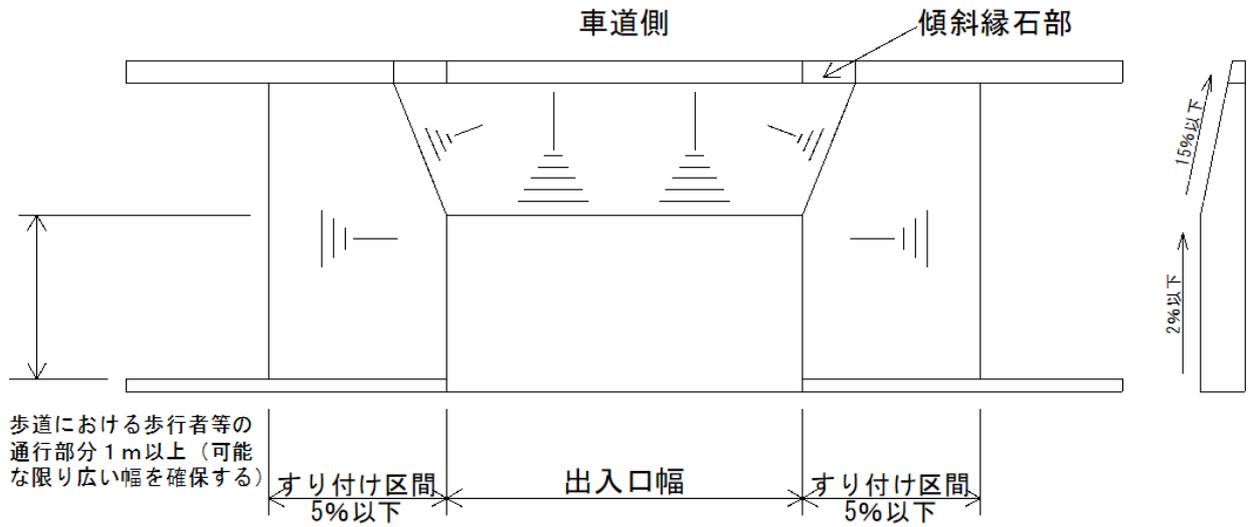


参考図 1-4 出入口全面を切り下げる場合のすり付け平面図



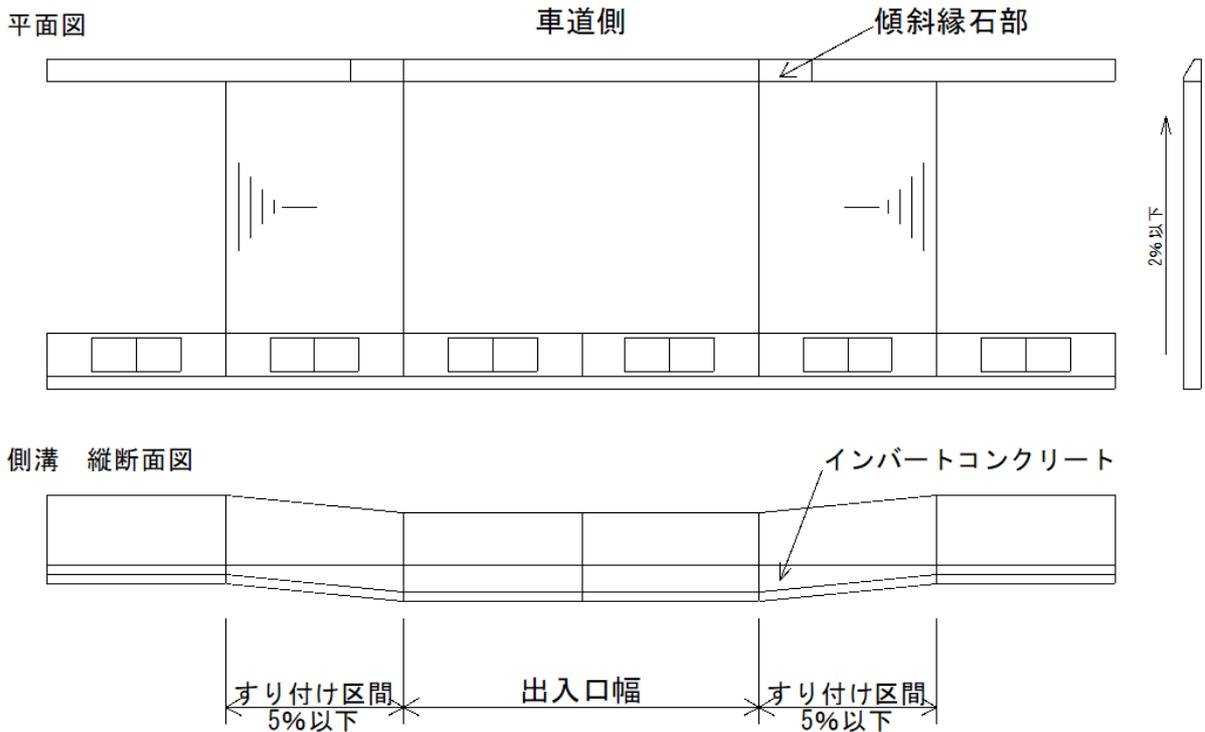
* すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8%以下とすることができる。

参考図 1-5 出入口全面を切り下げる場合（横断すり付け併用）のすり付け平面図



* すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には 8%以下とすることができる。

参考図 1-6 出入口の切下げに伴って側溝の敷設替えを行う場合のすり付け平面図・縦断面図



* この場合は、既設側溝の流下能力の 80%以上であること。

すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。

(歩道等の切開による出入口の設置工事)

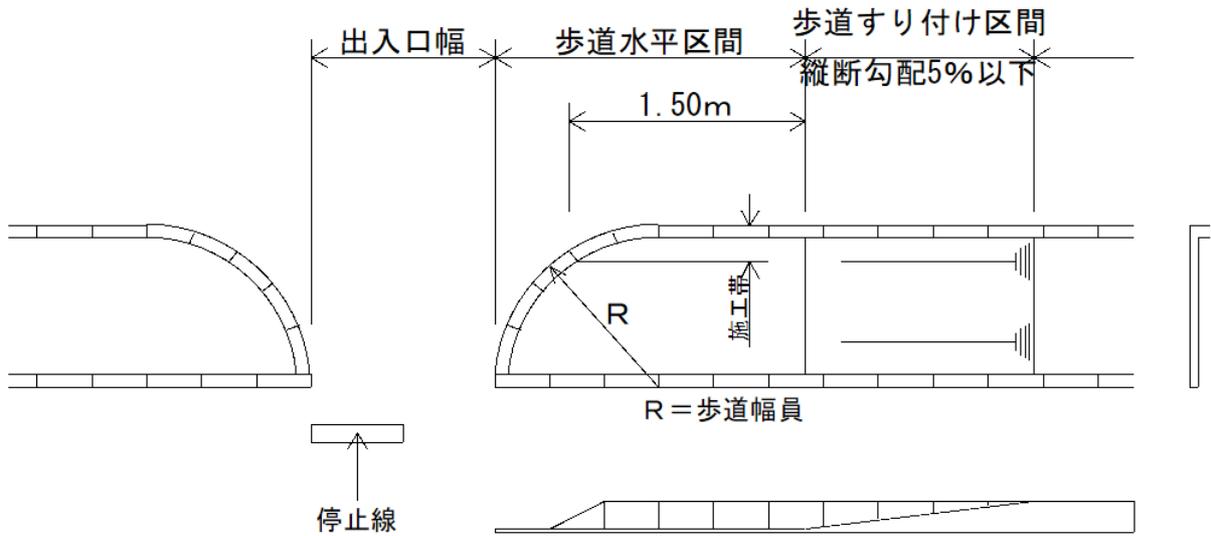
第6 歩道等の切開（縁石のみの切開を含む）による出入口の設置工事については、第4の規定によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 歩道等を切開した出入口の設置は、原則として次の各号の一に該当する場合に限る。
 - ア 公共施設で特に出入りする交通量が多い場合。
 - イ 本線車道に出入りのための付加車線を設置する場合。
 - ウ 不特定多数の人（施設利用者を含まない）が利用する場合。
 - エ 車道側から車いす等利用者の通行が見込まれる場合。
- (2) 歩道等を切開した交差点の幅員は、第4(7)の規定にかかわらず、次の表による。

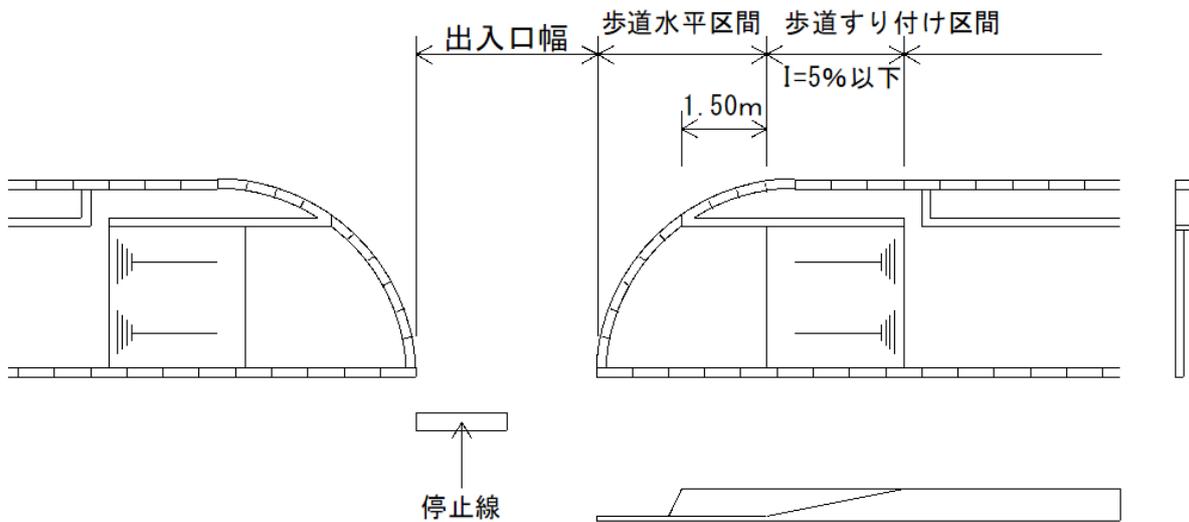
区 分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者等出入口	認めない	認めない
イ 乗用車出入口（一般住宅）	4.0m以下	認めない
ウ 営業目的、小型貨物自動車等出入口	6.0m以下	認めない
エ 普通貨物自動車等出入口	8.0m以下	認めない
オ 大型及び中型貨物自動車等出入口	8.0m以下	認めない

- (3) 出入口の構造は、次に各号に掲げるところによるものとし、参考図 2-1 及び参考図 2-2 のとおりとする。
 - ア 歩道等（縁石）の巻き込み部における歩道等（縁石）と出入口とのすり付け部の縦断勾配は、5%以下とする。
ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。
 - イ 前アの縦断勾配と段差の間には水平区間を設けることとし、水平区間の値は1.5m程度とする。ただし、やむを得ない場合はこの値より小さい値とすることができる。
 - ウ 歩道等（縁石）と出入口の段差は、2cmを標準とする。
- (4) 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていた歩道等を切開した場合は、「視覚障がい者誘導用ブロック設計指針・同解説（昭和60年9月）（社）日本道路協会」の歩道巻き込み部に準じてブロックを設置する。
- (5) 歩道等を切開した出入口を設置する場合は、歩道部手前に停止線等を設置し、歩道利用者の安全を確保する。

参考図 2-1 歩道の巻き込み部における構造（歩道等の幅員が狭い場合）



参考図 2-2 歩道の巻き込み部における構造（歩道等の幅員が広い場合）



（防護柵の撤去工事）

第 7 防護柵の撤去工事については、防護柵が設置されている場所に地形、形状の変更があり、防護柵の撤去が社会生活上必要になった場合に限るものとし、撤去後は、交通安全上支障生じない構造とする。

- (1) 普通河川等への通路橋の設置に伴う防護柵の撤去にあたっては、道路から転落を防止するため、通路橋が架かっている部分と撤去した防護柵の部分との間に隙間が開かないこととする。
- (2) 出入口の幅員は、第 4 (7) の規定と同様とする。

(3) 撤去した防護柵等は、塩尻市長が指示する場所に運搬する。

(境界標の設置工事)

第8 道路の敷地と隣接地との境界に境界標を設置する場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 境界標は、境界線の屈折する地点、その他境界の主要な地点に設置する。
この場合、境界標の十字印の中心点（へ、↑印の境界標にあつては、その先端）を境界点（線上）に合わせるものとする。
- (2) 石積等工作物により境界標の中心を境界線上に設置できないときは、なるべく市有地内の適当な位置に設置し、関係図面にその位置関係を明らかにしておくものとする。
- (3) 標柱は、地面から境界標の頂上まで高さを20cmとし、残余部分を地中に埋め込むものとする。
- (4) 境界標側面刻字の「塩尻市」を市有地側に、「界」を隣接地側とする。
- (5) 境界標の設置間隔は、20m以下となるようにする。
- (6) 道路等が、コンクリート又はアスファルト舗装のため、コンクリート柱を設置できないときは、これに代えて鉄錐を設置するものとする。
- (7) 市街地等においては、連続した地先境界縁石等を民地側に設置することを検討する。

